

『開発許可制度の手引【令和6年4月1日改訂版】』修正箇所一覧

頁数（手引き）		修正箇所	修正内容
現行 R5.4.1版	改訂後 R6.4.1版		
全般	全般	■日付	■「令和5年4月1日」を「令和6年4月1日」に改める。
33	33	■2号括弧書き道路（小幡員区画道路）の基準中、第1行目に文言を追加する。	令第25条第2号括弧書きの・・・次に掲げる要件・・・を 次のいずれかに掲げる要件 に改める。
58	58	■欄外へ追加	■欄外に以下を追加 （参考）特定都市河川浸水被害対策法の規定に該当する行為については、別途許可等が必要となります（特定都市河川浸水被害対策法の基準に適合する必要があります）
61	61	■法33条第7号の表	■宅地造成等規制法から、宅地造成及び盛土規制法への法改正による表の修正する
65	65	■（8）擁壁の技術基準 ア（ア）	■（ア） 宅地造成等規制法⇒宅地造成及び特定盛土等規制法へ修正する（法文も合わせて）
65	65	■（8）擁壁の技術基準 カ	■カ 宅地造成等規制法⇒宅地造成及び特定盛土等規制法へ修正する（法文も合わせて）
66	66	■干 擁壁の設計 ■（9）「地下水排除工の規定」	■「宅地防災マニュアル」⇒「盛土等防災マニュアル」へ修正 ■「宅地防災マニュアル（第2次改訂版）第Ⅶ章⇒「盛土等防災マニュアル 第Ⅴ章 盛土-V・2・1 地下水排除工」へ修正
86	86	■明和町地区計画制定	■『令和6年4月1日時点として「（明和町）明和矢島大佐貴地区地区計画」の4地区』を追加とする
125	125	■明和町大規模指定既存集落の廃止	■明和町欄の「矢島」を削除し、面積修正及び廃止日を追加する
149	149	■表2中 9排水施設構造図 明示すべき事項	■4基礎構造の種類と寸法 5付属金物の種類及び寸法 6各種参考重量 ⇒排水施設平面図の項目へ移動
164	164	■（2）申請書及び添付書類の表中	■5その他 宅地造成等規制法⇒宅地造成及び特定盛土等規制法へ修正する
166	166	■（2）申請書及び添付書類の一覧表中の6写真、盛土、まき出し厚（総厚30cm以下）	■総厚30cm⇒転圧前30cmへ修正する
200	200	質疑応答集	2-問5の文言 「今回他の工作物・・・」⇒「今回他の特定工作物・・・」
203	203	質疑応答集	3-問10の文言 「なお、分筆は遅くとも検査時までに行うこと。」⇒「なお、分筆は遅くとも検査時までに行い、合わせて変更した旨の変更届出書を提出すること。」
235	235	問14 変更	■質疑応答集を問14を以下のとおり変更 『問14 大規模既存指定集落（以下B集落）が2つの中学校校区にまたがっている存在する場合、どちらかの中学校の通学区域に10年以上居住していればB集落内及びその辺縁部に自己住宅を建てることは可能か。 （答）可能
238	238	問26 追加	■質疑応答集に以下を追加 『問26 想定浸水深3m以上の場所で、基準2.1「浸水等対策建物」において県条例第3条第2号の規定に適合する「第二種低層住居地域に建築可能な建物」のうち、「共同住宅、寄宿舍、下宿」を計画する場合、安全上及び避難上の対策はどのように行えばよいか。 （答） 想定浸水深以上の位置に居住者が避難可能な居室を設ける（共同住宅等であれば住戸ごとに避難可能な居室を設ける）
241	241	■問7を追加	■質疑応答週に以下を追加 『問7 「条例第3条第六号の建築後引き続き十五年以上法に違反せずに使用されたもの」は15年経過後も引き続き適法性が要るか。』 （答） 15年以上適法に使用された実績があれば良い。
249	249	■別記様式2 開発行為許可申請書	■備考1 宅地造成等規制法⇒宅地造成及び特定盛土等規制法へ修正する（法文も合わせて）
266	266	■関係他法令許可等一覧へ追加	■特定都市河川の雨水浸透阻害行為に関連する項目を追加

※上記の項目の対応の他、誤記修正、頁修正は対応済